

7監総第793号

令和8年2月5日

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和8年1月27日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、都及びその執行機関が職員の安全配慮義務・合理的配慮義務に関する判断等をしない管理職等に対し人件費その他の公金支出をすることは違法・不当であるとして、判断等しないことが違法・不当な職務懈怠に該当するか否かの監査等を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

そして、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、(略)監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法」である（平成2年6月5日最高裁判決）。

請求人は、財務会計行為との関係として、職員の安全配慮義務・合理的配慮義務に関する調査及び判断を行うべき立場にある管理職並びに担当職員の給与等の人工費その他の公金支出について監査等を求めており、本件請求書等の記載をもって請求人が違法・不当とする監査請求の対象が、上記最高裁判決の程度に個別的、具体的に摘示されているものと認めることはできない。したがって、本件請求は、住民監査請求の対象にはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。